

令和7年度 福島県産品海外販路開拓支援事業のご案内

海外における県産品(※)の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員の皆さまの経費の一部を助成します！

(※)「県産品」の定義は以下のとおりです。

- ①生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品をいう。
- ②主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品をいう。

1. 助成対象者

福島県貿易促進協議会の企業・個人会員

※助成対象事業の商材は**自社製品**とする。（ただし、商社はこの限りではない。）

2. 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年4月1日から募集開始日までの期間に着手した事業については、募集開始後1か月以内であれば申請可能です。（ただし、事業実施日前までに福島県貿易促進協議会に入会していること）

3. 助成対象事業及び助成額

事業区分		助成限度額
(1) 海外商談活動（国内交通費・海外渡航経費）	アジア諸国	5万円
	欧米豪諸国	10万円
(2) 海外におけるテストマーケティング		5万円
(3) 輸出に向けた取組		5万円
(4) 海外展示会・見本市・商談会への出展、参加（オンラインを含む）		5万円
(5) 海外向け認証取得		5万円
(6) 輸出仕向国の法規制対応		5万円
(7) 知的財産権に関する外国出願		5万円

上記内容のうち、実施要領の別表に定める対象経費に助成します。助成率は、各区分とも予算の範囲内において助成対象経費の10/10以内です。ただし1会員につき、年度中（1）～（7）**各区分の合計額15万円を上限**とします。

4. 申請受付期間

申請は以下の期間で受付します。

（※予算は第1期及び第2期をそれぞれ均等に配分する）

第1期：令和7年募集開始～令和7年9月20日（令和7年4月1日～9月30日実施の事業）

第2期：令和7年9月1日～令和8年3月21日（令和7年10月1日～令和8年3月31日実施の事業）

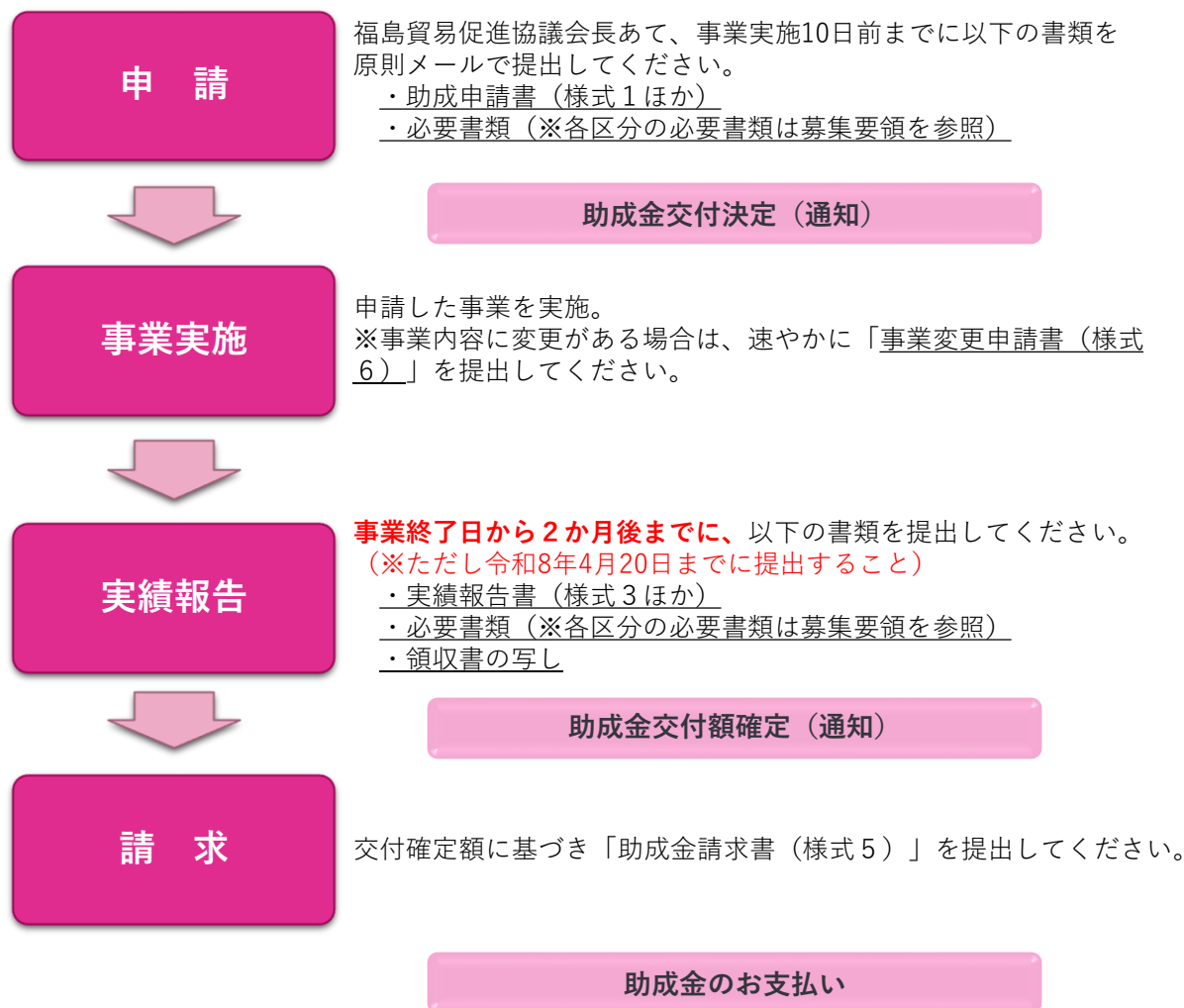
※但し、以下の区分の申請については、令和8年1月31日を期限とする。

- (5) 海外向け認証取得
- (6) 輸出仕向国の法規制対応
- (7) 知的財産権に関する外国出願

※応募状況により、早期に募集を終了する場合があります。

5. 申請から交付までの流れ

※申請書・報告書・請求書の社判の押印は不要です。



6. 書類の提出部数及び提出先

必要書類各1部を原則メールにて以下に提出してください。

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎11階

福島県貿易促進協議会（福島県観光交流局県産品振興戦略課内）

Mail: trade@pref.fukushima.lg.jp

※メールにて提出する場合は、Word、Excelで提出願います。

【問い合わせ先】

福島県貿易促進協議会 事務局（福島県県産品振興戦略課内）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎11階

TEL: 024-521-7326 FAX: 024-521-7888

Mail: trade@pref.fukushima.lg.jp



実施要領・募集要領・申請書等の様式は当協議会ホームページよりダウンロード頂けます。